

平成19年度財務監査(6)監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成19年度財務監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の時期

平成19年10月26日(金)から同年10月31日(水)までの間において実日数3日間

2 監査の対象

区長室

広聴広報課、秘書課

会計管理室

行政委員会事務局等

議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局

石神井庁舎内各課

総務部総務課、区民部戸籍住民課、区民部収納課、区民部国保年金課、産業地域振興部経済課、福祉部石神井総合福祉事務所

3 監査の概要

今回の監査は、監査対象部課および課の所管する施設における平成19年度の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、施設の管理状況が良好かどうかについて実施した。

4 監査の結果

特に是正改善を要すると認められる事項はなかった。